

## みやざきスギ新築・リフォーム支援事業実施要領

平成24年4月27日  
環境森林部山村・木材振興課

### (目的)

第1 この事業は、木造住宅の新築及び住宅の増改築等リフォームに対して、使用する県産材及び合法木材(以下「県産・合法材」という。)の購入経費の一部を助成することにより、県内における木造住宅の建設を促進し、県産材の需要拡大を図ることを目的とする。

### (用語)

第2 この要領で使用する用語の定義は、特に定めのない限りみやざきスギ新築・リフォーム支援事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)において使用する用語の例によるものとする。

### (事業内容等)

第3 この事業の内容等は、次のとおりとする。また、(1)及び(2)の事業を実施する者を補助事業者という。

(1) 県補助金の交付決定通知を受領後、県内に自らが居住するために県産・合法材を活用し、木造住宅の新築を行う。

(2) 県補助金の交付決定通知を受領後、県内の自らが居住する住宅に県産・合法材を活用し、リフォームを行う。

(3) 県は、県補助金の助成を受けることを希望する者の募集、「みやざきスギの家」講習会や補助対象者の決定を行う抽選会を行う。

2 前項第3号の事業については、その一部を専門機関等に委託して実施できるものとする。

### (補助の条件等)

第4 補助の条件は、次のとおりとする。

#### (1) 新築の場合

ア 補助を受けようとする本人が自ら居住するための新築住宅を県内に建設すること。

イ 「みやざきスギの家」講習会に参加すること。

ウ 新築の補助を受けることを希望する者が募集棟数を上回る場合は、公開により行われる抽選において当選すること。

エ 1件あたりの県産・合法材の利用量が15m<sup>3</sup>以上であること。

オ 事業実施年度の2月末日までに棟上げを完了させ、補助対象部材を活用し終えること。

カ 住宅完成後に、県が県産材利用拡大のためのPR素材(パンフレットやホームページに掲載)として次の資料を提供するとともに、必要に応じ構造・完成見学会の開催などに協力できること。

a 住宅・敷地全景 撮影方向の異なるもの2点

b 住宅内部写真 2点以上

キ 本事業で補助対象とする部材に対し、他の補助事業を重複して利用していないこと。

#### (2) リフォームの場合

ア 補助を受けようとする本人が自ら県内に居住するための住宅であること。

イ 「みやざきスギの家」講習会に参加すること。

ウ リフォームの助成を受けることを希望する者が募集棟数を上回る場合は、公開により行われる抽選において当選すること。

エ 1件あたりの県産・合法材の利用量が1m<sup>3</sup>以上かつ県産・合法材購入経費が10万円以上であること。

- オ 事業実施年度の2月末日までに補助対象となる木材の全てを使用する工事を完了させ、補助対象部材を活用し終えること
- カ 補助住宅のリフォーム完了後に、県が県産材利用拡大のためのPR素材（パンフレットやホームページに掲載）として写真を提供することに協力できること。
- キ 本事業で補助対象とする部材に対し、他の補助事業を重複して利用していないこと。

#### （事業計画書の提出）

- 第5 この事業により新築の補助又はリフォームの補助を受けるため、県産材を活用した住宅の魅力や優位性等をPRする「みやざきスギの家」講習会（以下「講習会」という。）及び公開抽選会に参加を希望する者（以下「補助対象予定者」という。）は、みやざきスギ新築・リフォーム支援事業計画書（別記様式第1号又は様式第2号。以下「事業計画書」という。）を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項に規定する事業計画書の提出があった場合は、その内容を審査し、適正であると認められるときは、補助対象予定者に対し、事業計画承認通知書（別記様式第3号。以下「計画承認通知書」という。）により通知するものとする。

#### （講習会の開催）

- 第6 計画承認通知書を受けた補助対象予定者を対象に講習会を開催する。

#### （補助対象者の決定）

- 第7 講習会を受講した補助対象予定者の中から公開抽選により補助対象者を決定するものとする。
- なお、講習会及び公開抽選については、原則として補助対象予定者本人が参加しなければならない。
- 2 補助対象予定者が募集棟数を上回らず、募集棟数に満たない分について改めて補助対象者の募集を行う場合においては、新築又はリフォームの補助を希望する者は、事業計画書の提出、講習会及び公開抽選に参加することなく、補助対象者となることができる。

#### （補助金の交付申請）

- 第8 第7の規定による補助対象者は、補助金等の交付に関する規則（昭和39年規則第49号。以下「規則」という。）及び要綱に基づく補助金の交付申請書を知事が別に定める期限までに提出しなければならない。

#### （交付決定の方法）

- 第9 第7の第2項の場合においては、交付申請書及びその添付書類を受理した日による先着順に書類の審査等を行い、県補助金を交付すべきものと認めるときは交付決定を行うものとする。
- ただし、同一の日に受理した交付申請に対する交付決定が募集棟数を上回った場合は、抽選により補助金を受領できる者を決定する。

#### （事前着工の禁止）

- 第10 新築及びリフォームの補助対象者は、県補助金の交付決定通知書を受領した後に、工事に着手するものとする。

#### （実績報告）

- 第11 要綱第9条の事業の完了とは、次に該当する場合をいう。
- (1) 新築については、補助対象となる構造材の全てを使用し、棟上げが完了したとき
  - (2) リフォームについては、補助対象となる木材の全てを使用する工事が完了したとき
- 2 交付確定通知書を受けた助成事業者は、県補助金の支払いを受けようとするときは、みやざきスギ新築・リフォーム支援事業精算払請求書（別記様式第4号）を知事に提出しなければならない

らない。知事は、みやざきスギ新築・リフォーム支援事業精算払請求書を受領後、口座振り込みにより県補助金を交付するものとする。

(財産の管理、処分の制限)

第12 補助事業者は、補助事業完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その適正、効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、規則第21条第1項に規定する財産のうち同項第1号から第3号までに規定するものについて、補助金の交付目的以外に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、若しくは担保に供するとき、又は廃棄するときは、財産処分承認申請書(要綱様式第10号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

補助事業者は、知事から承認を受けて財産を処分することにより収入があり、知事からその収入の全部又は一部を請求された場合は、速やかに納付しなければならない。

(その他)

第13 この要領に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成24年4月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年9月7日から施行し、平成24年度の予算に係るみやざきスギ新築・リフォーム支援事業補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成24年11月22日から施行し、平成24年度の予算に係るみやざきスギ新築・リフォーム支援事業補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度の予算に係るみやざきスギ新築・リフォーム支援事業補助金から適用する。

別記

様式第1号(第5関係)

平成 年 月 日

宮崎県知事 殿

みやざきスギ新築・リフォーム支援事業計画書(新築)

平成 年度みやざきスギ新築・リフォーム支援事業を実施したいので、下記のとおり申し込みます。

記

1 申請者(建築主)

氏名

現住所 〒

2 県内に自ら居住するための新築住宅の施工場所

3 工事着工・上棟完了・完成予定年月日

工事着工予定：平成 年 月 日

上棟予定：平成 年 月 日

完成予定：平成 年 月 日

4 施工業者名(予定)

名称

住所

電話

5 補助対象要件の確認(該当欄又は同意する欄にチェックをしてください。)

本人が自ら県内に居住するための新築木造住宅である。

「みやざきスギの家」講習会に参加可能である。(助成希望者が募集棟数を上回る場合は、講習会後に行われる抽選において当選しなければなりません)

構造材(通柱、管柱、間柱、土台、大引、根太、梁、桁、筋かい、母屋、棟木、垂木、小屋束)に県産材かつ合法木材を15 m<sup>3</sup>以上使用すること。

事業実施年度の2月末日までに棟上げを完了させ、補助対象部材を活用し終えること。

補助住宅完成後に、県が県産材利用拡大のために活用するPR素材(パンフレットやホームページに掲載)として写真を提供するとともに、必要に応じ構造・完成見学会の開催などに協力が可能である。

補助の対象を同一とする国、県又は市町村の他の補助事業を利用しない。

宮崎県知事 殿

みやざきスギ新築・リフォーム支援事業計画書( リ フ ォ ー ム )

平成 年度みやざきスギ新築・リフォーム支援事業を実施したいので、下記のとおり申し込みます。

1 申請者(施主)  
氏名

2 県内に自ら居住するための住宅の施工場所

3 リフォーム種類(該当欄にチェック)及び内容

「増築」(既存建築物に建て増しをする、又は既存建築物のある敷地に新たに建築することをいう。)

「減築」(既存建築物の延床面積の一部を減らすことをいう。)

「改築」(建築物の全部又は一部を除去し、又はこれらの部分が災害等によって滅失した後引き続きこれと用途、規模、構造の著しく異なる建築物を建てることをいう。)

「修繕」(経年劣化した建築物の部分を、既存のものと概ね同じ位置に概ね同じ材料、形状、寸法のものを用いて原状回復を図ることをいう。)

「模様替え」(建築物の構造・規模・機能の同一性を損なわない範囲で改造することをいう。)

「その他改修工事」(上記以外の知事が定める工事をいう。)

(内容 )

4 工事着工・完成予定年月日

工事着工予定：平成 年 月 日

完成予定：平成 年 月 日

5 施工業者名(予定)

名称

住所

電話

6 補助対象要件の確認(該当欄又は同意する欄にチェックをしてください。)

本人が自ら県内に居住するための住宅である。

「みやざきスギの家」講習会に参加可能である。(助成希望者が募集棟数を上回る場合は、講習会後に行われる抽選において当選しなければなりません)

リフォーム工事を行うにあたり県産材かつ合法木材の利用量が1 m<sup>3</sup>以上で県産材購入経費が10万円以上である。

事業実施年度の2月末日までに補助対象となる木材全てを使用する工事を完了させ、補助対象部材を活用し終えること

補助住宅の増改築等その他リフォーム完了後に、県が県産材利用拡大のために実施する事業のPR素材(パンフレットやホームページに掲載)として写真を提供することに協力できる。

補助の対象を同一とする国、県又は市町村の他の補助事業を利用しない。

様式第3号（第5関係）

24965 -  
平成 年 月 日

様

宮崎県知事

事業計画承認通知書

先に申込のあった平成 年度みやざきすぎ新築・リフォーム支援事業については、実施要領第5の規定により承認します。

様式第4号(第11関係)

平成 年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所

氏 名

みやざきすぎ新築・リフォーム支援事業精算払請求書

平成 年 月 日付けで交付確定通知のあったみやざきすぎ新築・リフォーム支援事業補助金として、下記金額を交付されるよう実施要領第11第2項の規定により請求します。

記

請求金額 \_\_\_\_\_ 円

金融機関等名	預金種別	口座番号
----- 店	普通 当座	

口座名義人(カナ) 通帳のカナ名義をご記入ください。
-----

口座確認の為、通帳のコピーを添付してください。